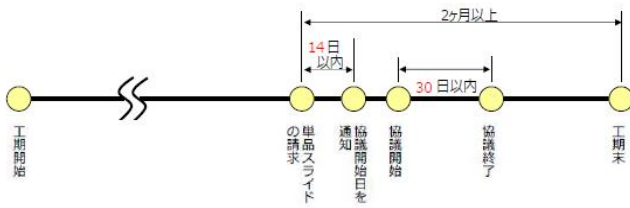
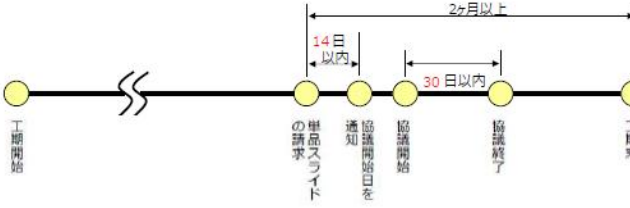


（赤枠内が改定箇所）

改定後	改定前
P 1 第1章 総論 1-1 本マニュアルの位置付け 本マニュアルは、国土交通省が制定した「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）＜令和4年7月制定＞（以下、「国交省運用マニュアル」という）及び新潟県が制定した「建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】」（以下「新潟県運用マニュアル」という）を模範に、長岡市発注工事を想定した単品スライド条項の運用について、受発注者双方の認識の共有を図るため、一般的な考え方を整理したものである。 なお、基本的には国交省運用マニュアルに準拠しており、新潟県の表記及び表現等に準拠した箇所は下線で記載する。ただし、別紙の様式については、新潟県の様式に準拠する。 また、今後の単品スライド条項の協議の事例や国交省運用マニュアル及び新潟県運用マニュアルの改定状況等を踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行っていくものである。 ※スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯及びスライド条項の趣旨等については、国交省運用マニュアルに同じである。 □国交省運用マニュアル入手先（国交省HP） https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html 1-2 対象工事 ・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。 ・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。 ・ただし、残工期が2ヶ月未満であっても、必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間の確保について受発注者間で協議の上、対象とすることができる。 ・建設工事請負基準約款によらない工事は、単品スライド条項の適用外工事となる。 1-3 対象品目 1-3-1 対象品目の選定の考え方 ・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。 ・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。 ・建設工事請負基準約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。 ・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。 ・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。 【 1 】	P 1 第1章 総論 1-1 本マニュアルの位置付け 本マニュアルは、国土交通省が制定した「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）＜令和4年7月制定＞（以下、「国交省運用マニュアル」という）及び新潟県が制定した「建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】」（以下「新潟県運用マニュアル」という）を模範に、長岡市発注工事を想定した単品スライド条項の運用について、受発注者双方の認識の共有を図るため、一般的な考え方を整理したものである。 なお、基本的には国交省運用マニュアルに準拠しており、新潟県の表記及び表現等に準拠した箇所は下線で記載する。ただし、別紙の様式については、新潟県の様式に準拠する。 また、今後の単品スライド条項の協議の事例や国交省運用マニュアル及び新潟県運用マニュアルの改定状況等を踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行っていくものである。 ※スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯及びスライド条項の趣旨等については、国交省運用マニュアルに同じである。 □国交省運用マニュアル入手先（国交省HP） https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html 1-2 対象工事 ・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。 ・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。 ・建設工事請負基準約款によらない工事は、単品スライド条項の適用外工事となる。 1-3 対象品目 1-3-1 対象品目の選定の考え方 ・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。 ・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。 ・建設工事請負基準約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。 ・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。 ・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。 【 1 】

（赤枠内が改定箇所）

改定後	改定前
P 3 7 第5章 請求等手続き及び提出様式 5-1 請求時期 ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。 ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。 ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。 ・<u>ただし、残工期が2ヶ月未満であっても、必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間の確保について受発注者間で協議の上、請求可能とする。</u> ・協議開始から協議終了までの期間として30日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。 <単品スライド請求のスケジュール（イメージ）>  【 37 】	P 3 7 第5章 請求等手続き及び提出様式 5-1 請求時期 ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。 ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。 ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。 ・協議開始から協議終了までの期間として30日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。 <単品スライド請求のスケジュール（イメージ）>  【 37 】